平成２５年（フ）第７０号
大分県中津市山国町藤野木３番地　成政住宅３－４
債務者　崎山　浩隆
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４８号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目35番地76
債務者　小橋川すみれ
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８４号
横浜市港南区下永谷６丁目４番37―206号
債務者　伊熊麻里子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７９号
静岡県焼津市中新田1123番地の６
債務者　成川　雅子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９４９号
東京都多摩市一ノ宮１丁目23番地の２西栄ビル1001
債務者　熊澤　久里
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９９６号
東京都八王子市松が谷30番地４―704
債務者　助川　達郎
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県高山市千島町98番地３
債務者　山崎　昌子（旧姓海野）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月27日午後１時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第５２１２号
大阪府寝屋川市堀溝北町20番５号
債務者　澤　　典子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２２０号
大阪府茨木市新郡山１丁目14番403号
債務者　後藤　俊之
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４０４号
大阪府寝屋川市錦町17―１、住民票上の住所埼玉県川口市大字木曽呂118番地の１　メゾンタナカＣ202号
債務者　大塚　香織（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９６号
岡山市東区広谷474―20　２階、住民票上の住所岡山市東区益野町768番地19
債務者　赤松　　榮
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８０号
岡山市北区西辛川662番地
債務者　髙月　　聡
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７号
栃木県小山市大字横倉新田４番地４
債務者　遠藤　和夫（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１９５０号
横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ101
債務者　水戸口成明
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
栃木県小山市大字大行寺1002番地８、従前の住所栃木県栃木市川原田町1650番地15
債務者　岡部　一也
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部